

## 4 水俣市立葛渡小学校いじめ防止基本方針（概要版）

水俣市立葛渡小学校

### 【いじめの定義】（法第2条より）

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 1 学校の方針

#### (1) いじめの本質の理解

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識をもち、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめの防止等のための対策を計画的、系統的に行うこととする。

また、本校すべての教職員が、「いじめは、どの学級にも起こり得る」という認識をもち、自己存在感や自己肯定感、充実感を感じられる授業づくりや集団づくりを進め、本校児童が好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てていくようにする。

#### (2) いじめに対する学校の姿勢

- 教育活動全体を通じ、児童が安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 児童が主体となっていじめのない学校にするという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

### 2 いじめ防止の取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

また、日常的に愛の1. 2. 3運動+1を実施し、教師と児童、保護者とのつながりを密にし、学校と家庭が連携していじめ防止を行う。

#### (1) いじめの防止

- ①「いじめを決して許さない」ことへの理解を促進し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりに学校総体となって組織的に取り組む。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を図る。
- ③保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図るとともに、いじめ防止に関して児童が主体的に行う児童会活動を積極的に支援する。

#### (2) いじめの早期発見

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、けんかやふざけ合い、あいさつの声が小さくなった等、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付け、全ての職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。小さなことでも情報集約担当者に報告・連絡・相談をする。
- ②いじめ対応セルフチェックシート（教職員用）を活用し、常に教職員のいじめに対する意識を高め、組織的な対応ができるようにする。
- ③年3回以上、児童にアンケートを実施し、それをもとに教育相談を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ④職員朝会や校内研修、子どもを見つめる会（もやいタイム）の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

#### (3) いじめの認知

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

(ア) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

(イ) 仲間はずれ、集団により無視される。

(ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、いやなことを言われる。

- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - (オ) 金品をたかられる。
  - (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 等いじめの認知については特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用して行う。

(4) いじめの対応

- ①全職員が一丸となって問題の解決にあたる。
- ②学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての職員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ③情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ④学校内だけでなく保護者、地域住民、各種団体（後援会等）や専門機関と協力して解決にあたる。
- ⑤いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

3 いじめ問題に取り組むための組織

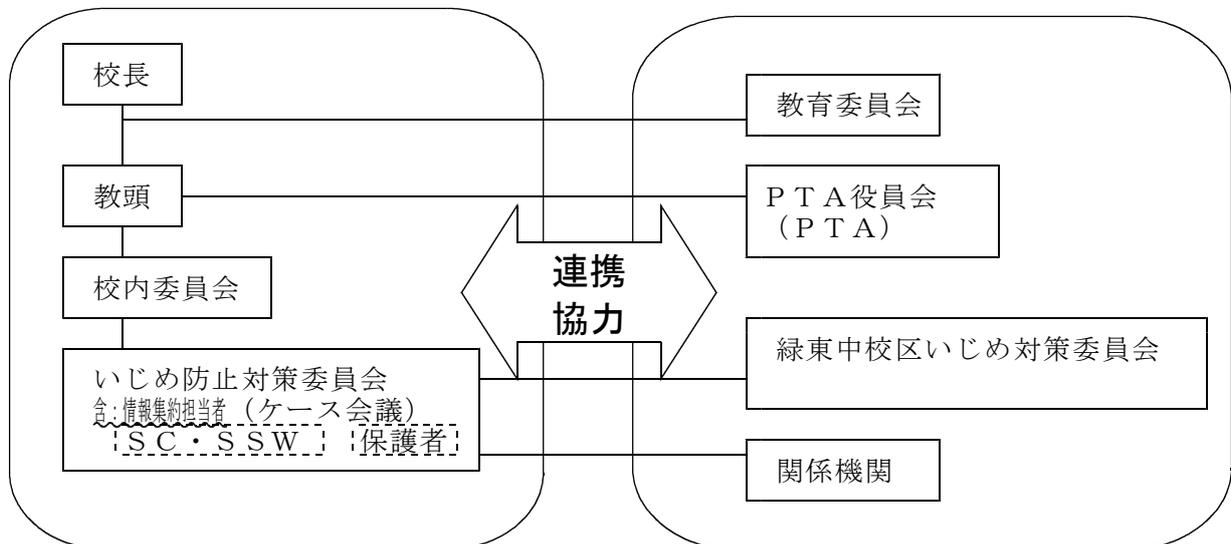
(1) 学校内の組織

- ①校内委員会  
支援や指導が必要な気になる児童について、月に1回、校長・教頭・教務・養護教諭・生徒指導主任・特別支援教育コーディネーター等で現状や指導についての情報の交換、及び共通理解・共通実践についての話し合いを行う。
- ②いじめ防止対策委員会（ケース会議を含む）＝情報集約担当者の役割  
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭・教務・養護教諭・生徒指導主任・当該学級担任等による「いじめ防止対策委員会」を必要に応じて設置し、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けた具体的な話し合いを行う。また、養護教諭・教頭を情報集約担当者とし、担任等から上がってきた情報をもとに緊急性の度合いに応じて対応を判断する。また、データ等を整理し、場合によって「いじめ防止対策委員会」を招集する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ①緑東中ブロック「いじめ対策委員会」  
緑東中学校区の子どもたちの健全な育成を図るために、各小中学校のPTA会長代表、校区後援会長、自治会長、民生委員、保育園代表、各小中学校の担当者等で構成され、定期的に話し合いやPTA活動の協力を行う。
- ②PTA役員会  
学校の情報提供、PTAへの協力依頼との検討を行う。
- ③教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織  
いじめの事実を確認した場合の水俣市教育委員会への報告、重大事態に発生時の対応等については、法に則して、市教委に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

(3) 組織図



#### 4 いじめの未然防止の取組

##### (1) いじめの実態把握

- ・仲良しアンケート、心のアンケート
- ・職員及び保護者向けチェックリスト
- ・校内委員会
- ・教育相談
- ・もやいタイム(子どもを見つめる会)

##### (2) 児童会による主体的活動

- ・運営委員会によるいじめ防止に関するスローガンの検討と児童集会での発表
- ・いじめ防止の標語やポスターの募集
- ・学級ごとの人権スローガンの話し合い

##### (3) 地域との連携

- ・あいさつ運動
- ・青色パトロール隊による見守り
- ・G Tを活用した土曜授業、学校行事への協力・参加
- ・読み聞かせボランティア

#### 5 重大事態への対処

##### 重大事態の定義

いじめ防止推進法第28条第1項

「いじめによる当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)「いじめによる当該学年に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)

生命・心身又は財産等に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の処置を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を水俣市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査結果を速やかに教育委員会へ報告する。
- (6) 調査結果を踏まえ、いじめを受けた児童・保護者へ必要な支援を継続的に行っていくとともに、いじめた児童・保護者へ必要な指導・措置をとる。